

## 精神障害の労災認定基準の改正

今月、精神障害の労災認定基準を改正されました。改正に関する3つのポイントを紹介します。

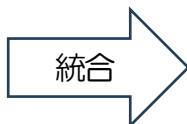
### 1. 業務による心理的負荷（ストレス）評価表の見直し

■ 具体的出来事の追加

14	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した
27	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた

■ 類似性の高い具体的出来事の統合等

21	配置転換があった
22	転勤をした



17	転勤・配置転換等があった
----	--------------

■ 心理的負荷の強度が「弱」「中」「強」となる具体例の拡充

- ・ パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことなどを明記
- ・ 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例を明記

### 2. 業務外で既に発病していた精神障害の悪化について労災認定できる範囲の見直し

変更前	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務と悪化との間の因果関係を認めていなかった
変更後	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したと医学的に判断※されるときには、業務と悪化との間の因果関係が認められる

※本人の個体側要因（悪化前の精神障害の状況）、業務以外の心理的負荷、悪化の態様・経緯等を十分に検討します。

### 3. 速やかに労災決定ができるよう必要な医学意見の収集方法の見直し

- 主治医意見の他に専門医による医学的意見の収集を必須とする範囲等を見直したことで、労災決定までの期間を短縮できる事案が増加します。なお、精神障害の認定のための要件はこれまでと変更ありません。

<認定要件>

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

#### 精神障害の発病について

精神障害は、外部からのストレス（仕事によるストレスや私生活でのストレス）とそのストレスへの個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられています。

発病した精神障害が労災認定されるのは、その発病が仕事による強いストレスによるものと判断できる場合に限ります。仕事によるストレス（業務による心理的負荷）が強かった場合でも、同時に私生活でのストレス（業務以外の心理的負荷）が強かったり、その人の既往症やアルコール依存など（個体的要因）が関係している場合には、どれが発病の原因なのかを医学的に慎重に判断しなければなりません。

